

組合員資格確認

▶組合員資格確認のお願いについて

当JA定款により、組合員加入申込時の提出書類記載事項に変更があった場合や組合員資格に変動等があった場合は、直ちにその旨を書面にて届けていただくことになっております。(定款第14条)

●お申し出窓口

JAめまんべつ管理課 TEL 0152-74-2131

●当JAの組合員資格要件（定款第12条抜粋）

▶正組合員資格

- 1ヘクタール以上の土地を耕作する農民で、その耕作する土地又は住所がこの組合の地区内にあるもの
- 1年のうち150日以上農業に従事する農民で、その住所がこの組合の地区内にあるもの
- 農業を営む法人（その常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が3億円を超える法人を除く）であって、その事務所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの

▶准組合員資格

- この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を利用することが適当であると認められるもの
- この組合から事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受けているこの組合の地区内に勤務地を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの
- この組合から事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受けているこの組合の地区外に住所を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの